

岩手大学客員研究員規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 1 月 30 日 最終改正

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において特定の研究課題について研究活動に従事する外国人の研究者（勤務の契約により雇用する者を除く。以下「客員研究員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて定める。

（受入れの条件）

第 2 条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

- 一 特定の研究のため、外国人研究者等の協力を特に必要とする場合
- 二 前号に準ずるもので、外国人研究者等との交流を行うことによって学術の進展に寄与すると認められる場合

（受入資格）

第 3 条 客員研究員として受け入れることができる者は、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

（受入れの決定）

第 4 条 客員研究員の受入れの決定は、部局等（各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

（受入れの報告）

第 5 条 部局等の長は、客員研究員を受け入れたときは、客員研究員受入調書（別記様式 1）により、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項に規定する客員研究員受入調書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を学長に報告するものとする。

（受入期間）

第 6 条 客員研究員の受入期間は、1 年以内とする。ただし、必要があると認められる場合は、受入期間を延長することができる。

（研究等）

第 7 条 客員研究員は、あらかじめ定められた計画に従い、研究に従事するものとする。

- 2 客員研究員は、授業を担当することができない。ただし、部局等の長の承認を得て、当該部局の行う教育に協力することができる。

（施設等の使用）

第 8 条 客員研究員は、本学の教育又は研究に支障のない範囲において、必要な施設及び設備等を使用することができる。

(給与等)

第9条 客員研究員には、給与、渡航費及び滞在費その他の費用を支給しない。ただし、部局等の長が必要と認めた場合は、渡航費及び滞在費の全部又は一部を支給することができる。

(契約)

第10条 部局等の長は、客員研究員の受入に当たっては、契約書を取り交わすものとする。

2 前項の契約書には、以下の各号に定める事項について記載するものとする。

- 一 受入期間
- 二 研究の従事に関する事項
- 三 研究題目
- 四 給与、渡航費及び滞在費に関する事項
- 五 本学の諸規則等の遵守に関する事項
- 六 その他部局等の長が必要と認めた事項

(受入れの取消し)

第11条 部局等の長は、客員研究員が当該部局の運営に重大な支障を生ぜしめたときは、当該客員研究員の受入れを取り消すことができる。

(発明に係る特許等の取扱い)

第12条 客員研究員の発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人岩手大学職務発明規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、客員研究員の取扱いに関して必要な事項は、部局等の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別記様式 1

客員研究員受入調書

(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日 ・ 年 令	(西暦) 年 月 日 歳
国 籍	
最 終 学 歴	(西暦) 年 月 卒業・修了
学 位	
本 国 に お け る 所 属 機 関 ・ 職 名	
主 な 職 歴	
受 入 部 局 及 び 研究代表者職・氏名	
研究課題及び研究計画	
実 験 ・ 非 実 験	
研 究 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで か月
渡 航 費 等 の 出 途	渡航費 滞在費
在 留 の 資 格 ・ 期 間	
備 考	

(注) 備考欄記入事項

- 1. 渡航費及び滞在費の全部又は一部を支給する場合には、その金額等
- 2. 客員研究員の研究期間中における宿泊場所等